R３．１．２６
医療支援課

石川県准看護師免許の各種申請について

１　准看護師免許証申請（新規）

試験合格後は、速やかに下記の書類を揃え、住所地を管轄する県の保健所又は金沢市の福祉健康センター（以下「保健所等」）で免許申請の手続きを行ってください。

様式は、ホームページ及び保健所等にあります。

（１）免許申請書

氏名は、戸籍抄（謄）本又は住民票の写しを参照して正確に記入してください。

（２）診断書（所定のものを使用）

病院又は診療所等の医師が診断したもので、発行の日から**１ヵ月以内**のもの。

（３）戸籍抄（謄）本又は住民票の写し(本籍が記載され、個人番号が記載されていないもの)

・コピー不可
・発行の日から**６ヵ月以内**のもの
・ただし、受験願書提出後、本籍又は氏名に変更がある場合もしくは、免許証の氏名に旧姓の併記を希望する場合には、住民票の写しではなく、必ず本籍又は氏名の変更経過が確認できる戸籍抄（謄）本を添付してください。

※外国籍の方

・中長期在留者及び特別永住者：住民票の写し
・短期在留者：旅券その他の身分を証する書類の写し

（４）合格証書の写し

申請書を提出する際、合格証書（原本）を提示し、合格証書の写しが原本と相違ない旨の証明を受けてください。

ただし、石川県准看護師試験合格者で、申請書に合格した試験の施行年月日、回数、受験地及び受験番号を記載している場合は省略できます。

（５）手数料：**石川県証紙　５，６００円**

◎留意事項

・試験合格後１年以上経過した申請については、現在まで合格職種の業務に従事していない旨の申述書（任意様式）が必要です。
・「罰金以上の刑に処せられたことの有無」が「有」の場合、次の a～d の書類を添付してください。
  a. 罰金以上の刑に係る判決謄本又は略式命令書一式
  b. 罰金刑については当該罰金にかかる領収証書
  （紛失した場合は検察庁が発行する「罰金納付済証明」又は支払った旨の申述書）
  c. 略歴書（任意様式）（学歴及び職歴を記載したもの）
  d. 反省文（任意様式）

２　准看護師籍訂正、免許証書換え交付申請

本籍地（県名）、氏名等に変更を生じたときは、３０日以内に免許証を交付した都道府県知事に籍訂正、免許証書換え交付申請が必要です。下記の書類を揃え、就業地を管轄する保健所等で手続きを行ってください。

様式は、ホームページ及び保健所等にあります。

（１）籍訂正、免許証書換え交付申請書

氏名は、戸籍抄（謄）本又は住民票の写しを参照して正確に記入してください。

（２）変更事項を証する戸籍抄（謄）本

・コピー不可
・発行の日から**６ヵ月**以内のもの

※外国籍の方

・中長期在留者及び特別永住者：①住民票の写し　②変更事項を証明する書類
・短期在留者：①旅券その他の身分を証する書類の写し　②変更事項を証明する書類

（３）免許証

（４）遅延理由書（変更を生じた日の翌日から起算して**３０日以内**を過ぎた場合）

（５）手数料：**石川県証紙　３，４００円**

◎留意事項

・複数回変更がある場合は、現在の戸籍抄(謄)本に加え、変更の経過が分かる除籍抄(謄)本等が必要になります。

・戸籍の変更以後に戸籍が電算化されている場合は、改製原戸籍が必要になります。

３　准看護師免許証再交付申請

免許証を亡失又はき損したときは、免許証を交付した都道府県知事に再交付申請が必要です。下記の書類を揃え、就業地を管轄する保健所等で手続きを行ってください。

様式は、ホームページ及び保健所等にあります。

（１）免許証再交付申請書

（２）再交付に関する調査及び意見書

（３）住民票の写し(本籍が記載され、個人番号が記載されていないもの)又は戸籍抄（謄）本

・コピー不可

・発行の日から**６ヵ月以内**のもの

※外国籍の方

・中長期在留者及び特別永住者：住民票の写し

・短期在留者：旅券その他の身分を証する書類の写し

（４）免許証（き損の場合）

（５）手数料：**石川県証紙　４，１００円**

（６）身分証明書（運転免許証等）の提示

◎留意事項

・戸籍（本籍地(県名)、氏名等）に変更が生じた場合は、籍訂正・書換え交付申請も同時に行う必要があります。同時申請の場合は、戸籍抄（謄）本１通で申請可能です。

・免許証に旧姓が併記されていない方は、再交付申請のみで新たに旧姓を併記することはできません。旧姓の併記を希望する場合は、免許証書換え交付申請も併せて行ってください。

・亡失した免許証を発見した場合は、発見した旧免許証を５日以内に返納してください。

４　准看護師籍まっ消申請

死亡又は失踪の宣告を受けたときは、戸籍法による届出義務者は、３０日以内に免許を交付した都道府県知事に籍の抹消申請が必要です。下記の書類を揃え、住所地を管轄する保健所等に提出してください。

様式は、保健所等にあります。

（１）籍登録まっ消申請書

（２）死亡又は失踪宣告を受けたことを証する書類

戸籍抄（謄）本、死亡診断書、死体検案書、失踪宣告を明らかにする書類のいずれかを提出してください。(死亡診断書及び死体検案書は写しも可)

（３）免許証

添付できない場合は、その旨を記載した申立書を提出してください。

（４）遅延理由書（変更を生じた日の翌日から起算して**３０日以内**を過ぎた場合）

５　その他

・免許証を交付した都道府県以外に居住している場合は、都道府県証紙の代わりにその額に相当する郵便定額小為替（普通為替）を添付して、管轄する保健所等で手続きを行ってください。

・上記手数料は石川県知事免許の場合です。他の都道府県知事免許の場合、手数料が異なる場合がありますので、事前に免許を交付した都道府県へお問い合わせください。